

奈良県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十八年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名称	所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
	医療法人 雄信会	橿原市膳夫町 四七七―一七		介護老人 保健施設 大和三山	橿原市膳夫町 四七七―一七	介護老人保健施設	平成二十七年十二月一日